

## 秋田県条例第八号

秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例

(秋田県情報公開条例の一部改正)

第一条 秋田県情報公開条例(昭和六十二年秋田県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号(二)中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同項第六号(五)中「勾留」を「勾留」に改め、同号(六)中「勾引状」を「勾引状」に改める。

(秋田県個人情報保護条例の一部改正)

第二条 秋田県個人情報保護条例(平成十二年秋田県条例第三百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三号ハ中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第五号ホ中「勾留」を「勾留」に改め、同号ヘ中「勾引状」を「勾引状」に改める。

附 則

この条例は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。